

事業承継  
～育ててきた事業のバトンタッチ～



# ～目次～

- 事業承継とは？
  - 事業承継はなぜ必要？
  - 3つの承継
    - 経営の承継
    - 理念の承継
    - 資産の承継(株価の計算など)
- 個人事業主の事業承継
- 円滑な事業承継の為に税制特例が創設されています！

# 事業承継はなぜ必要なのでしょう？

- 会社の最大のお客様サービスは永続発展
- 経営者、従業員、家族、取引先を守る為
- 新しい時代への対応
- 新世代の成長
- 社長は仕事以外も是非楽しみましょう！

# こんな社長が多いです

- いつまでも元気！
- 仕事ができちゃう
- ほめ上手だけど任せ下手
- 包容力がある
- 後継者にお話ししていない
- あまり引退をイメージしていない。  
→役員報酬以外の収入の確保

# 一方、後継者の方の課題は・・・

- 社長はいつまでも元気と思っている
- プレッシャーを楽しむ心
- 失敗しても大丈夫！
- 企業内起業(キキ)をやる！
- 自分を過小評価している
- その会社に留まらなくてもやっていけるくらいの実力をつけ、更に後継者へバトンタッチ

# 経営者 年齢分布図・引退年齢

(中小企業庁より)

## 1 - 9 経営者年齢の分布及び平均引退年齢の推移

- 中小企業経営者の年齢のピークは66歳に。(図1)
- また、経営者の平均引退年齢も上昇している。直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。(図2)

図1 中小企業の経営者年齢の分布 (年代別)

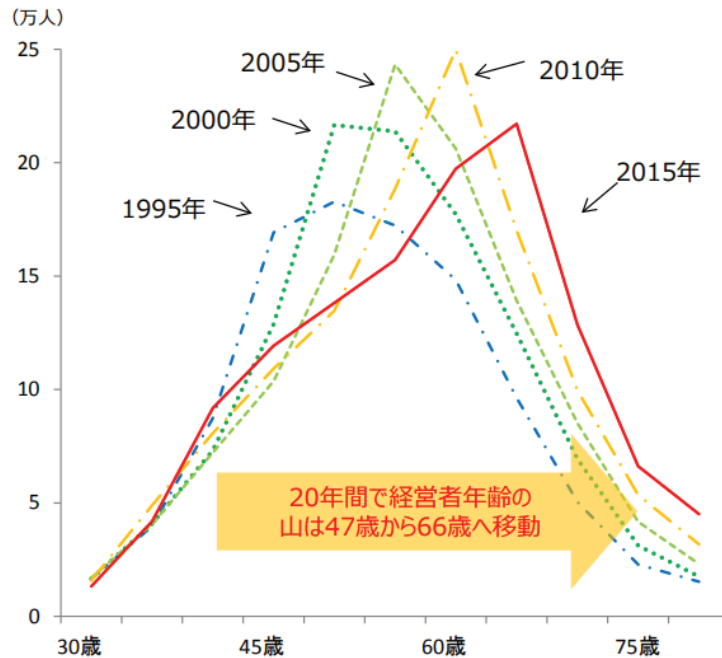
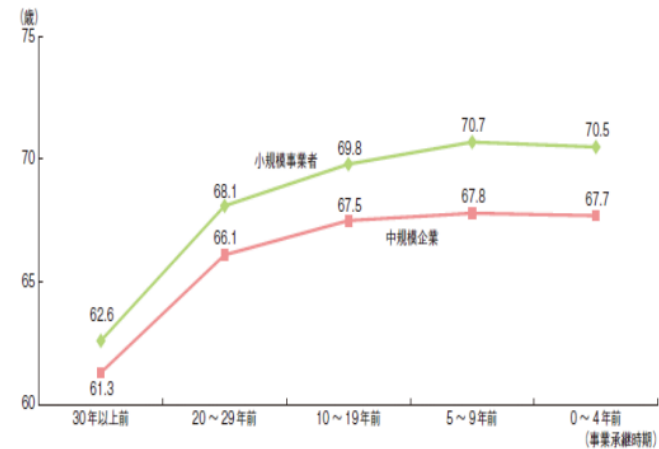


図2 経営者の平均引退年齢の推移



(出典)中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

# 主な年齢の平均余命

(厚労省より)

表1 主な年齢の平均余命

(単位：年)

年齢	男			女		
	平成29年	平成28年	前年との差	平成29年	平成28年	前年との差
0歳	81.09	80.98	0.11	87.26	87.14	0.13
5	76.30	76.20	0.11	82.48	82.37	0.11
10	71.33	71.23	0.11	77.50	77.39	0.11
15	66.37	66.26	0.11	72.52	72.42	0.11
20	61.45	61.34	0.11	67.57	67.46	0.11
25	56.59	56.49	0.11	62.63	62.53	0.10
30	51.73	51.63	0.10	57.70	57.61	0.10
35	46.88	46.78	0.10	52.79	52.69	0.10
40	42.05	41.96	0.09	47.90	47.82	0.09
45	37.28	37.20	0.09	43.06	42.98	0.08
50	32.61	32.54	0.07	38.29	38.21	0.08
55	28.08	28.02	0.06	33.59	33.53	0.07
60	23.72	23.67	0.04	28.97	28.91	0.06
65	19.57	19.55	0.02	24.43	24.38	0.05
70	15.73	15.72	0.01	20.03	19.98	0.04
75	12.18	12.14	0.03	15.79	15.76	0.03
80	8.95	8.92	0.03	11.84	11.82	0.02
85	6.26	6.27	△ 0.01	8.39	8.39	△ 0.00
90	4.25	4.28	△ 0.03	5.61	5.62	△ 0.00

# 事業承継とは？

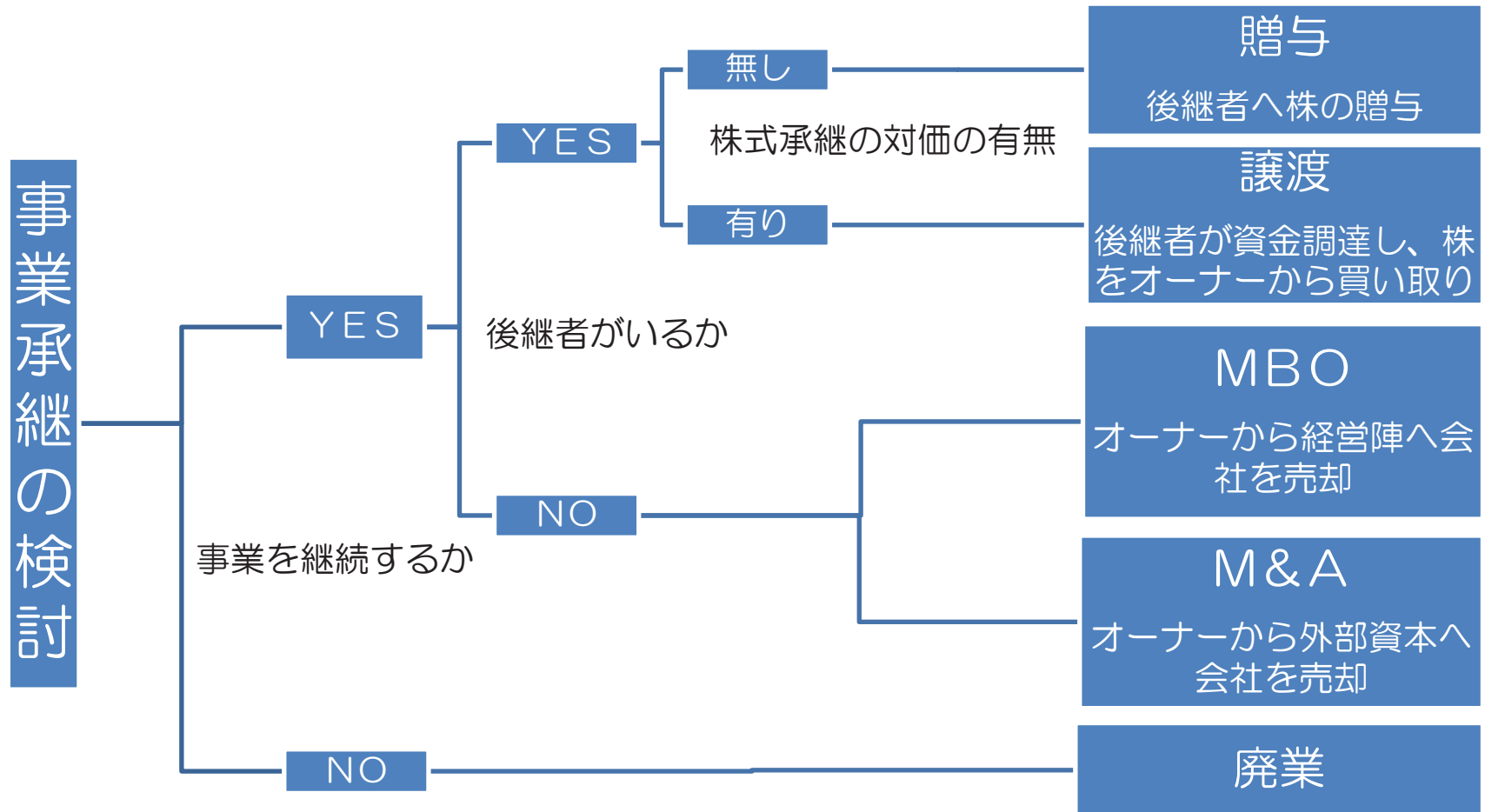
会社の経営を後継者に引き継ぐこと

事業承継では3つの引き継ぐものを考える

1. 経営の承継(議決権割合等)
2. 理念の承継(ノウハウ等目に見えないもの)
3. 資産の承継(自社株他)



# 後継者の選定



# 経営の承継について

## 議決権の保有割合と決議・権利内容

議決権の保有割合	株主総会で行使可能な権利	決議・権利の内容
100%	全会一致が必要な議案を可決できる	経営に関する意思決定を一人で行える 発行済み株式を種類株式に変更できる
総株主の半数以上かつ 総議決権の75%以上	特殊決議が必要な議案を可決できる	属人的株式にかかる定款規定を設定できる
66.7%以上	特別決議が必要な議案を可決できる	定款の変更ができる 合併、分割、事業譲渡、譲受を承認可 株主との合意により自己株取得承認可 監査役の解任可 他
50%超	普通決議が必要な議案を可決できる	取締役の解任可 取締役、監査役の選任と報酬の設定可 配当の決定を行える
33.4%以上	特別決議が必要な議案を否決できる	
25%超	特殊決議が必要な議案を否決できる	
3%以上	少数株主権を行使できる	取締役の解任を請求可 他

# 理念の承継

- 後継者の育成には5～10年かかる  
上記年数は、理念や考え方、取引先との信頼等培う期間となる。

→株の承継には税金が絡んでくるが、それ以外にもお金をかけず引き継げるものはたくさんあります！

- 技術やノウハウ
- お客さんや人脈
- 理念や哲学

今後は省力化、効率化、データ化等進み、人の手が掛らなくなる。

その中でも「稼ぐ力」や「人間力」等、これまで企業を育ててきた経営者の方の「力」を後継者の方に承継する事が大事になってきます。

# 資産の承継について

- 資産の無償での承継には贈与税や相続税が発生します。
- 贈与税や相続税は、**受け取る方が納税**します。
- 贈与には非課税になる金額が設けられており、1年(1月1日～12月31日)あたり110万円までは非課税となっています。その金額を超えた部分が課税されます。
- 相続税も非課税となる金額があり、3,000万+600万×法定相続人の数だけ相続財産の金額から差し引かれます。

# 資産の承継について

- 通常、贈与や相続はその金額が多額になるにつれ税率が上がっていきます。

ともに55%まで税率が上昇し、相続税でその税率が適用されるのは6億の課税財産であるのに対し、贈与税では3千万の課税財産から55%となってしまう。

# 資産の承継について

## (債務保証の引き継ぎについて)

- 社長が変わっても、株を後継者に移しても、すぐには元社長が保証人から外れることは難しいです。
- ケースバイケースですが、元社長と新社長の両方が保証人になる事を要求される場合もあります。
- 銀行さんに早めにお伝えし、計画的に保証人を元社長から新社長に移していくことが大切です。

# 資産の承継について

## 法人の場合

[株価の算定]

上場株と違い、非上場の会社の株式は取引が頻繁に行われていません。

したがって非上場の会社の株価については国税庁が定める株価の計算式に依って計算する必要があります

# 株価の計算

- 「類似業種比準価格」は、上場企業のうち類似した業種の企業の株価を参考にして株価を算定しようという計算方法
- 「純資産価格」は、会社の所有している資産と負債を時価で評価し、その差額を株数で割ったものを株価とする計算方法
- 株価の計算においては、会社の人数、総資産、収益から会社の規模を判定し、その会社の規模に応じて「類似業種比準価格」と「純資産価格」を組み合わせて株価を算定する。
- 一般的には「類似業種比準価格」での算定の方が株価は安くなります！



# 株価の計算

- 純資産価格

純資産価額方式の計算式

$$\begin{array}{c}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{評価額}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{相続税} \\
 \text{評価額による} \\
 \text{総資産価額}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{相続税} \\
 \text{評価額による} \\
 \text{負債金額}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{評価差額の} \\
 \text{法人税額等} \\
 \text{相当額}
 \end{array}
 }{
 \text{発行済株式数}
 }$$

総資産価格	負債(簿価)
	純資産(簿価)
含み益 (時価一簿価)	含み益 × 63%
	含み益に対する 法人税等(37%)

発行済み株式数で割り、1株当たりの株価を算出

# 株価の計算

- 類似業種比準価格

## 類似業種比準方式の計算式

$$\begin{array}{l} \text{1株当たりの評価額} \\ \text{=} \\ \text{類似業種株価} \times \frac{\frac{\text{評価会社の1株当たり配当金額}}{\text{類似業種の1株当たり配当金額}} + \frac{\text{評価会社の1株当たり利益金額}}{\text{類似業種の1株当たり利益金額}} + \frac{\text{評価会社の1株当たり純資産価額}}{\text{類似業種の1株当たり純資産価額}}}{3} \times \text{斟酌率} \end{array}$$

# 株価の計算

会社規模に応じて類似業種比準価格と純資産価格を組み合わせる

区分	割合		備考
	類似業種 比準価格	純資産価格	
大会社	100%	0%	純資産価格でもよい
	90%	10%	
中会社	75%	25%	
	60%	40%	
小会社	0%	100%	50%ずつ併用でもよい

$$\text{特定評価会社 (少数株主)} \times \frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}$$

# 株価の計算(会社の規模の判定)

① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社(②及び③は不要)				会社規模とLの割合(中会社)の区分	
				70人未満の会社は、②及び③により判定					
② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分				会社規模とLの割合(中会社)の区分	
総資産価額(帳簿価額)				取引金額					
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社		
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社	
2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75		
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60		
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
<p>・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と③欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。</p>									

# 株価の引き下げ(類似業種比準)

- 類似業種比準価格の計算要素に対して対策を行う

①**配当** →配当を引き下げる、又は無しにする。  
※2年間の配当の金額の平均で計算されます。

②**利益** →役員退職金の支給や損金性の高い生命保険を活用し、利益を引き下げる。

※直前期の金額か、直前2期の金額の内低い金額で計算されます。

③**純資産価格**→役員退職金の支給や損金性の高い保険を活用する。

※2年を通じて3つの要素の内、2つ以上の要素の1株あたりの数値が0以下であった場合、純資産価格での株価の算定となります。

# 個人事業主の事業承継

- 税務手続きは、元社長が廃業届を税務署に提出し、後継者が開業関係の届け出を税務署に提出すればOK
- 登記等は不用で、株式も元々ありません。
- 事業資産や借金はそのまま元社長が持っていて譲っても良いです。
- 但し、事業用資産をタダとか安価で譲ると贈与税がかかる場合があります。
- 家族間での承継(同居の親から子への承継)であれば、事業用資産は譲渡せずとも減価償却費を後継者の方で計上が可能です。
- 借入金がある場合には、承継があることを銀行さんに早めにお伝えしておいた方がベターです。

# 退職金の金額(法人税法で経費になる額)

## 【功績倍率法】

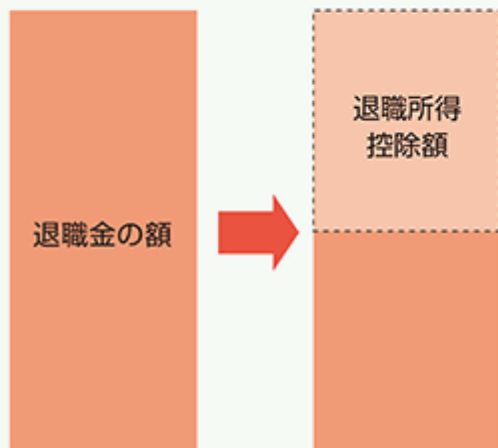
役員退職給与の適正額＝

最終月額報酬×勤続年数×同業類似法人の功績倍率※

※功績倍率は、裁判例でも1.18倍や2倍でもダメだと言われるケースもあります。会社の規模や利益状況にもよりますが、実務的には3倍を適用するケースが多いようです。

# 退職金の金額(受け取った人の税金)

◎所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算方法(平成30年分)



[計算例] 30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合

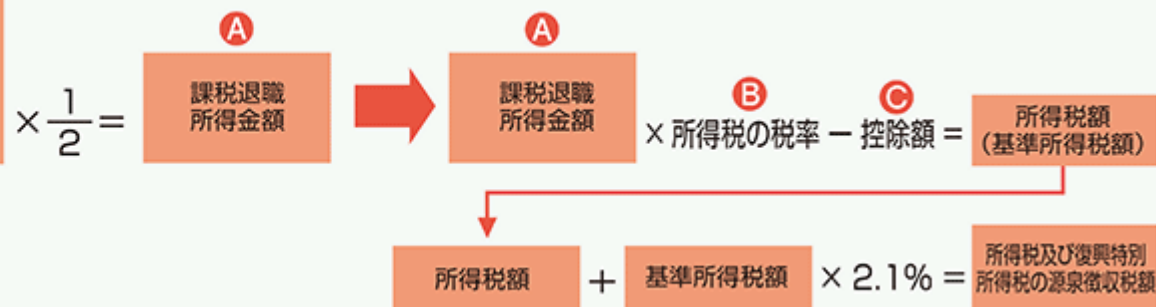
退職所得控除額は  $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円}$

課税退職所得金額は  $(2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$   
◎1,000円未満端数切捨て

所得税額は  $500\text{万円} \times 20\% - 42\text{万}7,500\text{円} = 57\text{万}2,500\text{円}$

所得税及び復興特別所得税の額は  $57\text{万}2,500\text{円} + 57\text{万}2,500\text{円} \times 2.1\% = 58\text{万}4,522\text{円}$   
◎1円未満端数切捨て

注:このほかに住民税として、50万円が特別徴収されます。



退職所得控除の計算

勤続年数

20年以下

20年超

退職所得控除額

40万円×勤続年数

800万円+70万円×(勤続年数-20年)



# 退職金の原資

- 返戻性の高い生命保険金の契約
- セーフティ共済の契約

# 事業承継税制とは

一般措置

適用期限:なし

事前の計画策定等が不用

特例措置

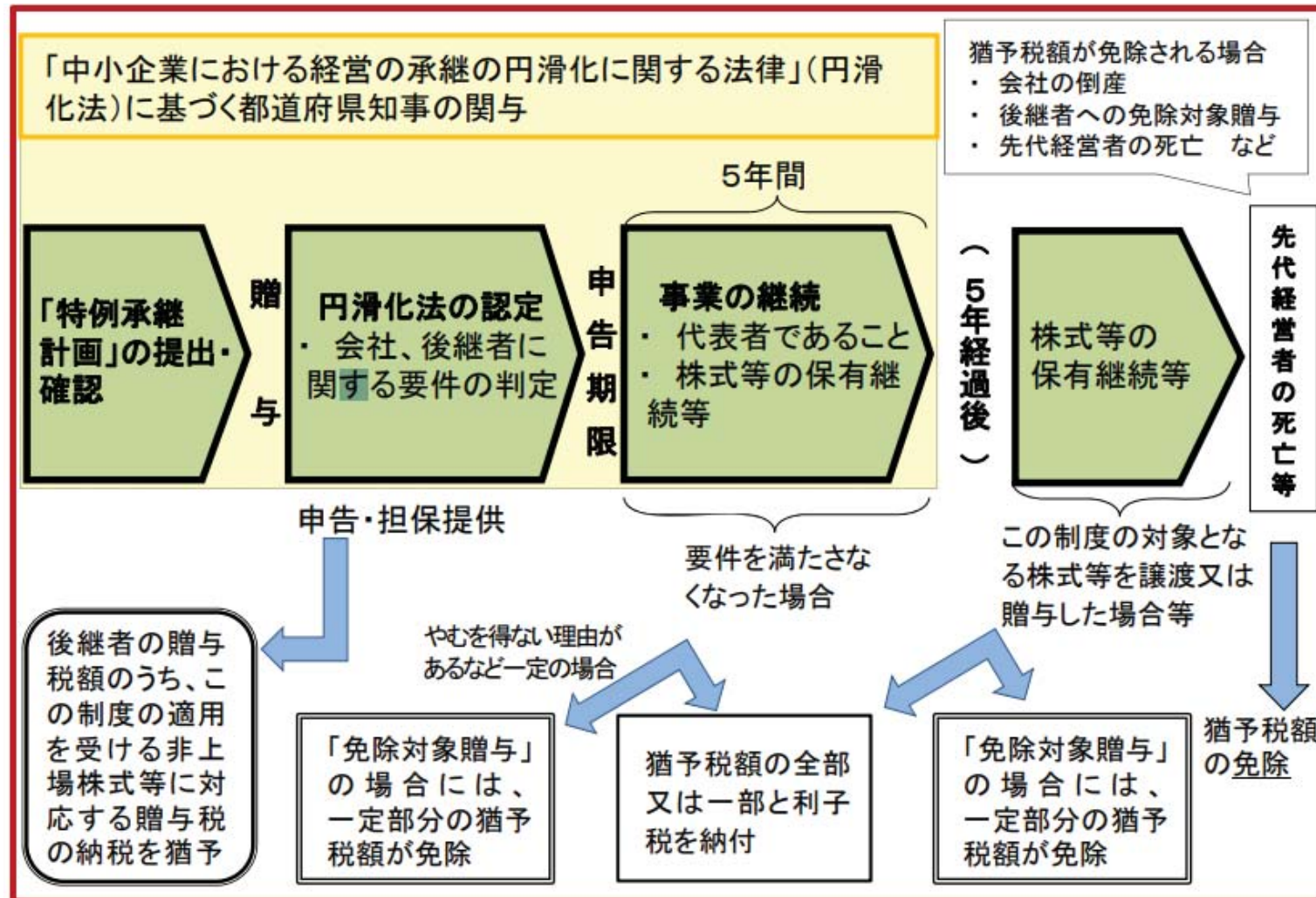
←今回はこちらをご紹介します

一定条件のもと、贈与や相続時の株式異動による課税が猶予、免除される規定です。

適用期限:平成30年1月1日～平成39年12月31日

事前の計画策定等が必要 (平成35年3月31日までに)

# 贈与税の納税猶予(特例措置)



## 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

### ◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

#### 現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

#### 改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

### ◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

#### 現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用を維持**できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

#### 改正後

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

0